

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】令和6年8月28日(2024.8.28)

【公開番号】特開2023-39662(P2023-39662A)
 【公開日】令和5年3月22日(2023.3.22)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-053
 【出願番号】特願2021-146896(P2021-146896)
 【国際特許分類】

G 0 1 M 3 / 2 0 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

G 0 1 M 3 / 2 0 R

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月20日(2024.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0073】

具体的には、第1電磁弁74の閉状態を維持しつつ、検査員が弁制御装置100を操作して、第2電磁弁76を開状態に切り替える。また、検査員が弁制御装置100を操作して、第3電磁弁96を開状態に切り替える。以上の操作により、圧縮エアが第1分枝管72のみに流通する。さらに、第2ブラックライト158から、第1～第3空気圧シリンダ20、22、24の周辺に紫外線を照射する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0089

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【0089】

全ての漏洩検査が終了した後、第6弁90を開状態とする。これに伴い、ミスト及び圧縮エアが第1分枝管72から第2サイレンサ92を介して大気に放出される。従って、第1分枝管72にミストが滞留することが回避される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

【特許請求の範囲】

【請求項1】

圧縮エアが流通する配管から分岐した複数個の第1副配管の各々から分岐した複数個の第2副配管のそれぞれに接続された複数個の空気圧機器に圧縮エアの漏洩箇所が存在するか否か、又は、前記複数個の第2副配管の各々と前記複数個の空気圧機器の各々とを接続する管継手に圧縮エアの漏洩箇所が存在するか否かを検査する機器検査システムであって

前記管継手よりも上流で前記複数個の第1副配管の各々から分岐し、且つ前記管継手よりも上流で前記複数個の第1副配管の各々に合流する第1分枝管と、

前記第1分枝管に設けられて前記複数個の第1副配管の各々を介して前記複数個の第2

50

副配管に蛍光溶剤を供給する蛍光溶剤供給部と、

前記蛍光溶剤供給部よりも下流に設けられ、前記蛍光溶剤供給部から供給された前記蛍光溶剤を回収する蛍光溶剤回収部と、

前記管継手よりも上流で前記複数個の第1副配管の各々から分岐し、且つ前記管継手よりも上流で前記複数個の第1副配管の各々に合流する第2分枝管と、

前記第2分枝管に設けられ、該第2分枝管を流通する圧縮エアの流量を測定する流量測定器と、

前記複数個の第1副配管の各々において、前記第1分枝管及び前記第2分枝管の各々が分岐した箇所よりも下流で且つ前記第1分枝管及び前記第2分枝管の各々が合流した箇所よりも上流に配置された第1の弁と、

前記第1分枝管に設けられた第2の弁と、

前記第2分枝管に設けられた第3の弁と、

を備え、

前記第1の弁、前記第2の弁及び前記第3の弁の開閉により、圧縮エアが、前記複数個の第1副配管の各々、前記第1分枝管又は前記第2分枝管のいずれかに選択的に流通可能であり、前記複数個の第1副配管の各々、前記第1分枝管又は前記第2分枝管のいずれかを流通した圧縮エアが前記複数個の第2副配管を介して前記複数個の空気圧機器にそれぞれ供給される機器検査システム。

10

【請求項2】

請求項1記載の機器検査システムにおいて、前記蛍光溶剤供給部は、前記蛍光溶剤をミスト化するミスト発生器を有し、ミストとなった前記蛍光溶剤を前記複数個の第2副配管に供給する機器検査システム。

20

【請求項3】

請求項1又は2記載の機器検査システムにおいて、前記蛍光溶剤の溶媒が有機溶媒である機器検査システム。

【請求項4】

請求項3記載の機器検査システムにおいて、前記蛍光溶剤の溶媒がアルコール類である機器検査システム。

【請求項5】

請求項4記載の機器検査システムにおいて、前記蛍光溶剤の溶媒がエタノールである機器検査システム。

30

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1項に記載の機器検査システムにおいて、前記複数個の空気圧機器よりも下流に設けられ、且つ大気に開放された排気部を備える機器検査システム。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の機器検査システムにおいて、前記複数個の空気圧機器に紫外線を照射するブラックライトを備える機器検査システム。

【請求項8】

請求項1記載の機器検査システムにおいて、前記蛍光溶剤回収部は、前記第1分枝管の下流側に接続された第1の排気管に設けられた第1の蛍光溶剤回収部と、前記空気圧機器から排出された圧縮エアが流通する第2の排気管に設けられた第2の蛍光溶剤回収部と、を有する機器検査システム。

40